

**「京都市立京都奏和高等学校における居場所づくり事業運営業務」
仕様書**

本仕様は、「京都市立京都奏和高等学校における居場所づくり事業運営業務」（以下、「本業務」という。）を実施する際の仕様について定めるものである。また、本仕様書に明記されていない事項にあっても、本件業務処理に当然必要と認められる事項については、京都市の指示に基づき、受託者の負担においてこれを処理するものとする。

1. 業務名

京都市立京都奏和高等学校における居場所づくり事業運営業務

2. 事業の趣旨・目的

京都奏和高等学校（以下、「同校」という。）では、昼間に4つの授業時間帯（部）を設定するとともに、夕方には全ての部の生徒がともに活動する「奏和タイム」を設定している。奏和タイムにおいて、校内で居場所づくり事業として、体験と交流を目的とした「Quintetto（クインテット）」と、他学級や他学年の生徒、異年齢のスタッフとともに過ごせる新たな心の拠り所となる校内居場所カフェ「憩いの場」を実施しており、一人一人の困りの早期発見、中途退学の未然防止等に繋げることを目的としている。

3. 企画提案

本業務の趣旨を理解し、同校が提供するスペースを活用した居場所づくり事業の設置運営に係る企画提案を求める。

4. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

5. 委託契約金額の上限

2,600,000円以内（内訳は、別添のとおり）

上記金額には消費税及び地方消費税相当額10%を含む。

ただし、当該金額は企画提案のために設定した金額の上限額であり、契約金額ではない。

6. 提案事項

同校の居場所事業にあたっての留意点は別添（学校概要）を参照すること。

(1) 実施スケジュール

具体的な実施スケジュール（準備から実施、中間報告会、事業報告等事業完了まで）を示すこと。

ただし、業務開始日及び終了日、長期休業期間や学校行事等により Quintetto 及び校内居場所カフェの開設を要しない期間については、受託契約後に同校と調整すること。

(2) 運営体制

提案内容を実施するにあたっての具体的な人的体制について示すこと。

配置するスタッフに求める資格や経歴等を明記すること。

(3) 学校との連携方法

本業務に関する学校との連絡・調整・情報共有の方法を示すこと。

(4) 成果指標

本業務実施による効果及び目的の達成度を把握するための成果指標を示すこと。

(5) 緊急時の対応

事故発生時の対応について示すこと。

(6) 個人情報保護についての取組

個人情報保護についての取組を示すこと。

(7) 類似業務の実績（実績がある場合）

過去に類似する事例に取り組んだ実績がある場合、その概要を示すこと。

(8) その他、同校に最適な居場所づくり事業の設置・運営に係る提案事項

その他、同校に応じた効果的な取組内容を示すこと。

【その他条件】

食品提供については、同校と相談の上、衛生管理を行った上で提供を認める。

配置するスタッフは、業務遂行に必要なスキル・ノウハウを有していること。

実際の運営にあたっては、同校と調整・検討のうえ、十分な協議を行い、学校行事や教育活動に支障の出ないよう配慮すること。

7 活動記録及び報告会の実施等

- (1) 受託者は、同校における本業務の各実施日において、実施後に活動記録を作成し、当該校と生徒の状況等について共有すること。また、従事するスタッフの勤務状況について業務日報を作成するなど、事業の進捗管理等に努めること。
- (2) 受託者の提案した成果指標に対する取組状況について、中間報告会及び事業完了報告会を実施する。実施時期については、中間報告会は8月頃、事業完了報告会は3月頃を目安とし、京都市と受託者で別途調整する。なお、中間報告会及び事業完了報告会の実施にあたっては、受託者において報告資料を作成すること。
- (3) 業務実施期間中において、生徒及び関係者並びに業務従事者に事故等があった場合には、受託者の責任において対応するものとし、併せて直ちに京都市及び当該校に報告すること。

8 その他（受託業者決定後）

- (1) 同校との協議は、京都市の指示により行うものとする。

業務開始までに同校と協議の上、業務工程表を作成し、京都市に提出すること。

事業開始後の居場所の設置運営業務については、契約書に記載するほかは、同校の指示に従うこと。

- (2) 受託者は、本業務を実施するに当たり、関係法令を遵守するほか、同校と適宜協議・調整を行うこと。
- (3) 本業務に関する協議、打ち合わせ等の必要経費その他本業務に要する経費は、全て受託者が負担すること。
- (4) その他本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、受託者と京都市で協議の上、決定するものとする。

- (5) 本事業に係る委託金は精算払いとする。ただし発注者と協議の上、概算で支払いをしなければ事業を実施したいと認められた場合は、地方自治法施行令第162条第6号及び京都市会計規則第68条第4号の規定に基づき、概算払いをすることができるものとする。
- (6) 生徒及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知りえた個人情報を他に漏らしてはならない。
- (7) 本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む。）等については京都市に帰属する。
- (8) 再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は京都市と協議の上決定する。

(別添 京都奏和高等学校)

京都市立京都奏和高等学校における居場所づくり事業運営業務
仕様書第6に係る事項について

1 委託金額の上限について

上限は2,600,000円（税込）とする。

2 「校内居場所カフェ」の設置・運営に係る留意点

(1) 提供スペース

- ① 住 所 京都市伏見区深草鈴塚町 13
② 建物内位置 呉竹館 1階 展示室（約 76 m²） 等

(2) 期間及び日時

① 開設期間

令和8年4月8日（水）～令和9年3月31日（水）（開始日、終了日は調整する）

※原則週1日開設するものとする。ただし、学校行事の状況により変更あり。

<除外期間>

夏季休業期間：7月21日（火）～8月24日（月）

冬季休業期間：12月21日（月）～1月7日（木）

土日祝日

② 開設日時：基本的な時間は12時40分～17時15分

(3) 運営について

① 「校内居場所カフェ」について

同校の生徒たちが、教職員以外のスタッフや仲間と会話を楽しんだり、悩みを相談したり、誰でも気軽に立ち寄ることができ、思い思いに過ごせる居場所として校内に設置する。

学校をより安心して学べる場として捉えられるよう、居場所が生徒の居場所そのものとなることや、自分自身の考えを深める場となる等、相談機能を持った場となる運営がなされることを期待している。

② 運営にあたっての留意点

1) 12:40～17:15 の時間帯を目安として活動できること。

※生徒の利用時間帯は昼休憩（12時40分～13時25分）、奏和タイム（16時20分～17時15分）とする。

※具体的な実施時間については、学校と協議のうえ、決定するものとする。

2) 生徒の学校への定着と就労意識の向上が図れること。

3) 青少年に関する事業の実績があり主な実績内容を提出できること。

4) 本事業を統括するとともに、全体の進捗管理を行い、学校や外部機関との連携を行う「コーディネーター」を1名選定できること。

5) スタッフには、福祉、教育、就労支援について専門的な知識と経験をもつ者が3名～4名程度いること。

6) 卒業後の支援にもつながる事業となること。

7) 居場所で得た生徒の情報を学校と共有するため、定期的に情報交換会を行うこと。

3 「Quintetto」の設置・運営に係る留意点

(1) 運営のための提供スペース

- ① 住 所 京都市伏見区深草鈴塚町 13
② 建物内位置 本館 2階 交流ホール（約 175 m²） 等

(2) 期間及び日時

① 開設期間

令和8年4月8日（水）～令和9年3月31日（水）（開始日、終了日は調整する）

※原則週1日開設するものとする。ただし、学校行事の状況により変更あり。

<除外期間>

夏季休業期間：7月21日（火）～8月24日（月）

冬季休業期間：12月21日（月）～1月7日（木）

土日祝日

② 開設日時：基本的な時間は 16 時 20 分～17 時 15 分

(3) 運営について

① 「Quintetto」について

同校の生徒たちにとって、興味のあることや楽しい体験の場を共有し、安心して過ごせる環境の校内イベントを運営する。これまで、ボードゲーム大会や浴衣着付け体験など、様々なイベントを実施しており、活動を通じて本人の学びや成長につながる場として設置されることを期待している。

② 運営にあたっての留意点

1) 12:40～17:15 の時間帯を目安として活動できること。

※イベントの時間帯は奏和タイム（16 時 20 分～17 時 15 分）とする。

2) 生徒の学校への定着が図れること。

3) 青少年に関する事業の実績があり主な実績内容を提出できること。

4) 本事業を統括するとともに、全体の進捗管理を行い、学校や外部機関との連携を行う「コーディネーター」を 1 名選定できること。

5) スタッフには、福祉、教育、就労支援について専門的な知識と経験をもつ者が 3 名～4 名程度いること。

6) 実施内容等については、同校の意向を聞き取るなど、十分な連携を行って決定すること。

(参考) 京都奏和高校の概況 令和7年12月20日時点

1. 設置学科	普通科 単位制 昼間4部制
2. 在籍生徒数	計235名（1年86名、2年75名、3年73名、4年1名）
3. 学級数	全12学級
4. 時間割	<p>※3修制・4修制を選択できる昼間4部の時間帯を設定</p> <p>1部 : 11時00分～16時10分 2部 : 11時55分～16時10分 3部 : 13時25分～18時55分 4部 : 13時25分～18時00分</p>
5. 特色ある取組	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数教育 最大20名程度でクラスを編成し、習熟度別授業などは、さらに小規模で講座を展開する。 ・ランアップ（学び直し） 4月～5月の間に、国数英の基礎・基本の修得を目指して自分のペースで課題を取り組む。 ・ビジテック 「ビジネス」と「テクノロジー」を合わせた、京都奏和高校ならではの教科で、ものづくりやビジネス（仕入・販売など）に関する体験を通して、社会人として必要な基本的な知識や力を身に付ける。 ・奏和タイム すべての時間帯の生徒がともに活動する時間。部活動や生徒会活動、地域交流、生徒の興味・関心を伸ばす活動などの取り組みを行うことができ、「学校としての一体感」が持てる時間とする。
6. 支援の取組 (専門家の配置)	<p>京都市で行っている生き方探究パスポート（キャリアパスポート）や個別の指導計画等、生徒の課題の状況や中学校でのキャリア発達の支援状況、個々の願いを基にして、教員はもとより、心理・発達・福祉分野の専門スタッフが協力し、一人一人のアセスメントシートの作成など、個人への見取りを基盤として、個に応じた学習の確立と社会自立を目指した集団での学び、社会とのつながりづくりの学習プログラムの構築に取り組んでいるところである。 (京都奏和高校に配置している専門スタッフ) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールキャリアコンサルタント、精神科医、育成支援アドバイザー（総合支援学校長経験者）、スーパーバイザー（学術顧問）</p>
7. 進路について	将来の展望や、卒業後の進路の実現に向けて一緒に考えサポートしていく校内の専門部署「キャリアセンター（進路部）」を設置し、卒業後の進路選択をきめ細やかにサポートする。キャリアセンターにはスクールキャリアコンサルタントが参画しており、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどの専門家とも連携しながら進路と一緒に考えていく体制としている。
8. 研究指定等	<p>文部科学省より研究指定を受けるとともに、通級指導教室を設置し、困りを抱える生徒一人一人に対する支援の実践を重ねている。 (文部科学省研究指定事業) ・多様性に応じた新時代の学び充実支援事業（R3～R5）（R7～） (子ども家庭庁) ・NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業費国庫補助金（R5）</p>